

九都県市で連携して光化学スモッグ等の改善に取り組みます ～6月から9月は「夏季のVOC対策」重点実施期間～

千葉市では、九都県市で連携を図り、「夏季のVOC対策」重点実施期間を設定し、光化学オキシダントの主要な原因物質の一つである揮発性有機化合物（VOC）の広域的な対策に取り組むこととしましたので、お知らせします。

1 九都県市で連携した経緯

VOCは光化学オキシダントの原因物質の一つであり、その排出削減は浮遊粒子状物質（SPM）や微小粒子状物質（PM_{2.5}）の低減にも有効とされています。

近年、大気汚染防止法や市条例などによりVOC排出抑制対策が図られていますが、夏季においては、依然として光化学スモッグ注意報が発令されています。

そこで、千葉市では、九都県市（埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・横浜市・川崎市・千葉市・さいたま市・相模原市）で連携して、「夏季のVOC対策」重点実施期間を設定し、VOCの排出削減に取り組めます。

2 「夏季のVOC対策」の内容

(1) 重点実施期間

令和元年6月1日（土）～9月30日（月）

(2) 共通の取組内容

VOCを排出する事業者（有機溶剤を取り扱う工場・事業場など）に対し、保管容器のふた閉め等の基本的な取組みの徹底、低VOC資材の使用等と呼びかける。

※呼びかけは、各都県市において、ホームページへの掲載やリーフレット（別添参照）の配布のほか、立入検査時の指導等を通じて実施する。

(3) 市における取組内容

各都県市共通の取組みに加え、千葉市では大気汚染防止法及び「千葉市揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例（VOC条例）」の対象事業者に対して、自主的取組実施の呼びかけを行う。

※千葉市では通年で、大気汚染防止法に基づく立入検査等による事業者指導やVOC条例による事業者の自主的取組による排出抑制の促進などを実施している。

3 光化学オキシダントやPM_{2.5}に関する情報提供

千葉市では光化学オキシダントやPM_{2.5}に関する情報を提供しています。

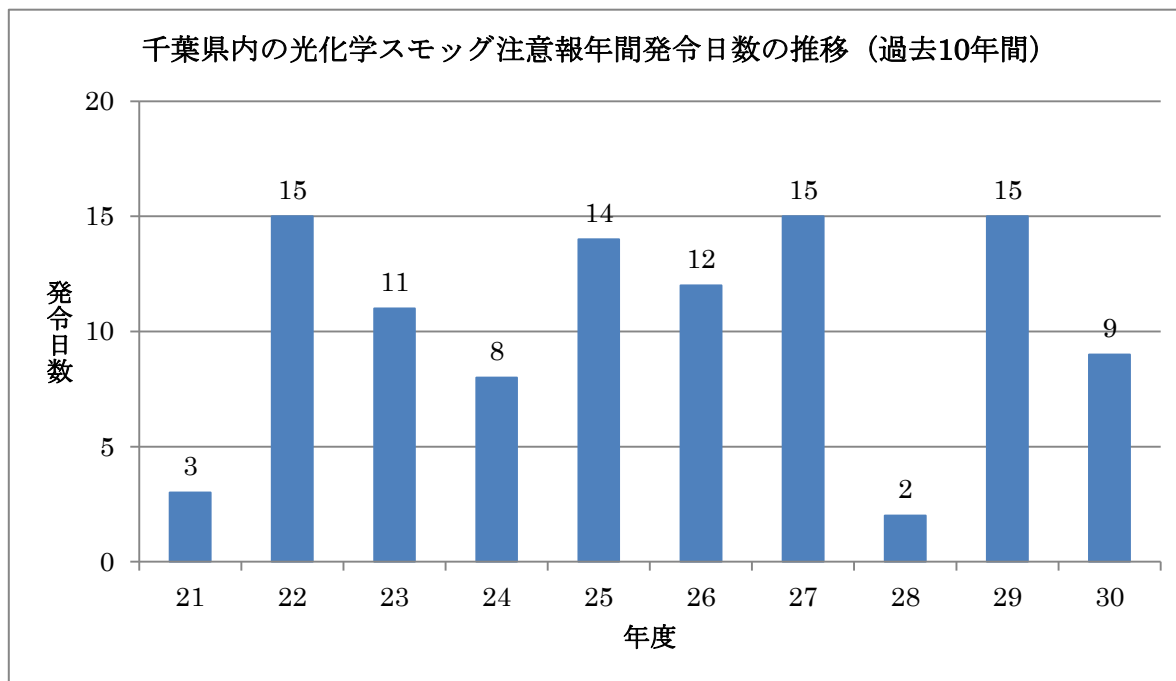
[千葉市光化学スモッグ情報]

http://www.city.chiba.jp/kankyo/kankyohozen/kankyokisei/air_koukagaku-smog.html

[千葉市PM_{2.5}情報]

<http://www.city.chiba.jp/kankyo/kankyohozen/kankyokisei/pm25.html>

<参考>



用語の説明

光化学オキシダント

大気中の窒素酸化物や揮発性有機化合物が太陽の紫外線を受けて光化学反応を起こして生成する物質で、光化学スモッグの原因となります。光化学スモッグにより、目がチカチカしたり、喉が痛くなったりすることがあります。

揮発性有機化合物（VOC）

大気中に排出され、又は飛散したときに気体である有機化合物（メタンとフロン類を除く）をいいます。代表的な物質としては、トルエン、キシレンなどの有機溶剤があります。

浮遊粒子状物質（SPM）

大気中に気体のように長期間浮遊しているばいじん、粉じん等の微粒子のうち粒径が10マイクロメートル（1cmの1000分の1）以下のもので、大気中に長時間滞留し、肺や気管などに沈着して呼吸器に影響を及ぼす危険があります。

微小粒子状物質（PM_{2.5}）

浮遊粒子状物質（SPM）に比べ、さらに粒子の細かい粒径2.5マイクロメートル以下のものを微小粒子状物質としてPM_{2.5}と呼んでいます。

PM_{2.5}は、直径が小さいことから、肺の奥まで入りやすく、様々な健康影響が懸念されていることから、平成21年に環境基準が設定されています。

千葉県揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例（VOC条例）

光化学スモッグ等の原因と考えられるVOCについて、事業者の自主的な排出抑制対策を促すために制定した条例。自主的取組対象施設の設置者に、自主的取組計画と取組実績の報告を求めるとともに、これらを公表しています。